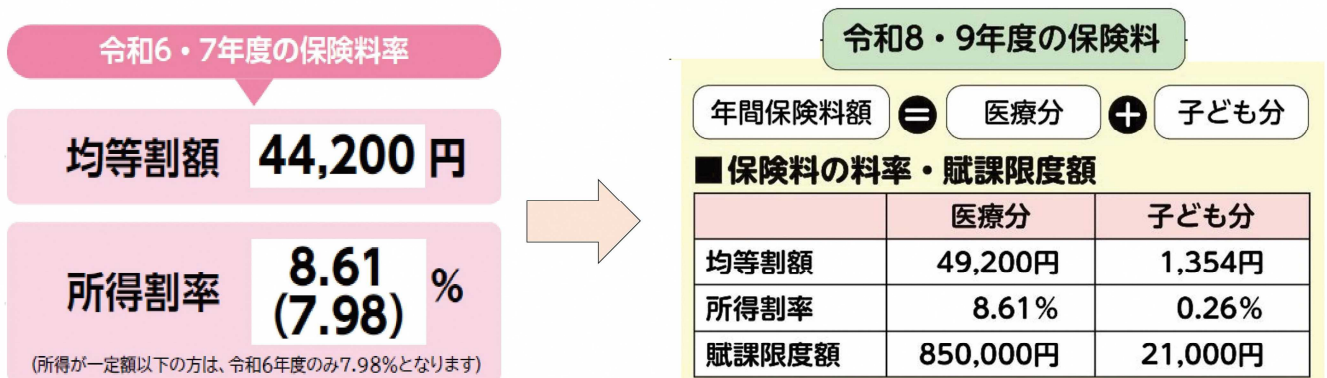


令和8・9年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。

今後、被保険者数や医療給付費が増加する見込みであるほか、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正により、保険料率の引き上げを行います。後期高齢者医療制度の持続性を高め、被保険者の皆様に安心して医療を受けていただくため、ご理解をお願いします。

また、令和8年度から子育てを社会全体で支える仕組みである「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療保険料と合わせて子ども・子育て支援金（以下、「子ども分」という。）を納めていただきます。



■保険料の決まり方（年額）

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で決定されます。

令和8年度の保険料額と納付方法については、7月中旬にお住まいの市町村からお知らせします。

$$\text{年間保険料額} = \text{医療分 (均等割額 + 所得割額※1)} + \text{子ども分 (均等割額 + 所得割額※1)}$$

※1 所得割額

= 被保険者本人の前年中の総所得金額等から基礎控除 43 万円※2 を控除した金額 × 所得割率

※2 合計所得金額が 2,400 万円を超える方は、控除額が変わります。

【こちらの内容に関するお問合せ先】

新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格保険料係 電話 025-285-3222
 新発田市役所 保険年金課 高齢者医療・年金係 電話 0254-28-9312